

お知らせ なんたん



第107号(3の1)平成22年6月25日発行

今回のお知らせ内容

3の1枚目(緑色)

- 【表】・所得の申告はお済みですか
・廃食用油の回収を始めます
・食中毒予防対策をしましょう
・「人権教育講座」(第1回)を開催します
・「キラリなんたん」お詫びと訂正
- 【裏】・明るい選挙啓発ポスターおよび標語作品を募集します
・京都府統計グラフコンクールの作品を募集します
・多重債務無料法律相談のご案内
・「みんな集まれ!!なかよし広場」保護者会バザーの開催
・「宮崎県口蹄疫被害義援金」を募集します
・平成22年度くらしの資金貸付のご案内
・なんたんテレビ番組表(7月1日~15日)

3の2枚目(オレンジ色)

- 【表】・第2回南丹市消防団操法大会を開催します
・7月は「社会を明るくする運動」強調月間です
・平成22年度南丹市グループワーク事業のお知らせ
・7月は「愛の血液助け合い運動月間」です
・『振り込め詐欺』にご注意ください!
・身体障害者・知的障害者相談員の紹介
・ねんきん特別便・定期便相談会を開催します
・「児童虐待防止推進月間」標語を募集します
- 【裏】・「大堰川カヌー教室」を開催します
・インターネット公売(不動産)のお知らせ
・石井食品株式会社京丹波工場見学会を開催します
・夏休み農とふれあう体験デー(施設公開)のご案内
・サマージャンボ(市町村振興)宝くじ発売
・氷室の郷から藍染教室のお知らせ
・八木町の「夜市」開催のご案内
・南丹市商工会園部支部からのお知らせ
・丹波自然運動公園からのお知らせ

3の3枚目(青色)

- 【表】・<〇〇地域版お知らせ>

廃食用油の回収を始めます

南丹市では「南丹市の環境を守り育てる会」の協力を得て、焼却ごみの減量および河川の汚染防止のため、家庭から排出される廃食用油(植物系のでんぷら油)の回収を始めます。皆様のご協力をお願いします。

●回収する廃食用油 家庭から出る液状の植物性油(サラダ油、なたね油、コーン油、ごま油、大豆油、米油、べに花油、ひまわり油など)

※賞味・消費期限切れの食用油も回収します。

●回収開始日 7月1日(木)~

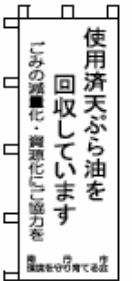
●回収場所 南丹市役所本庁、各支所
※回収場所には、のぼり旗を掲示します。(右図)

●回収日時 市役所の開庁日および時間内

●回収方法 ・使用済みのでんぷら油は、「てんかす」などを取り除き、ペットボトルなどに入れて持参してください。
・持参いただいた油を回収用のポリタンクに移して、容器はお持ち帰りください。

●回収できないもの 動物系(ラードなど)、石油系(エンジンオイルなど)、固体の油(マーガリン、バターなど)、事業所(飲食店、小売店、工場)からの油

◇問合せ先 環境課 TEL (0771) 68-0015
各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022
日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041



食中毒予防対策をしましょう

夏場は高温多湿になるため、食中毒が多発する時期です。食中毒予防対策をしっかり行い、食中毒を出さないよう一人一人が心掛けましょう。

<食中毒から大切な家族を守る6つのポイント>~6つのポイントを確実に実行~

- ポイント1(食品の買い物) 新鮮なものを選ぶ。消費期限を確認して購入する。要冷蔵や冷凍食品は購入したら早めに持ち帰る。
- ポイント2(食品の保存) 冷蔵・冷凍保存が必要な食品は、持ち帰ったらすぐに冷蔵庫や冷凍庫で保存する。冷蔵庫内はいつも清潔にし、食品の詰めすぎに注意する。
- ポイント3(料理を始める前に) 必ず手洗いをする。野菜なども念入りに洗う。きれいな調理器具を使う。調理器具などを使った後は、すぐに洗剤と流水でよく洗う。
- ポイント4(調理をするとき) まず手洗いを忘れず行う。加熱調理する食品は十分に加熱する。
- ポイント5(食事をするとき) 食卓につく前に必ず手洗いをする。食品を室内に長く放置しないで、速やかに食べる。
- ポイント6(食品が残ったとき) きれいな器具容器を使い冷蔵庫などに保存、再加熱する。

◇問合せ先 環境課 TEL (0771) 68-0015

「人権教育講座」(第1回)を開催します

南丹市教育委員会では、人権に関する学習の機会を提供し、市民の人権意識の高揚を図ることを目的として年3回人権教育講座を開催しています。第1回は児童虐待や子どもの権利に関することについて講演いただきます。皆さんの参加をお待ちしています。

●日時 7月15日(木)午後7時30分~

●場所 園部公民館 3階 大研修室

●講演 演題「連携で防ぐ子どもの虐待」

講師 柴田長生 氏(京都府家庭支援総合センター副所長)

●対象 南丹市内在住、在勤の方であればどなたでも参加できます。(受講料無料)

◇問合せ先 社会教育課 TEL (0771) 68-0057

「キラリなんたん」お詫びと訂正

6月第2金曜日に各戸配布しました「キラリなんたん!」のチラシの内容に間違いがありましたのでお詫びし訂正します。

●訂正箇所 誤:食生活改善推進委員会 ⇒ 正:南丹市食生活改善推進員協議会

◇問合せ先 市民課 TEL (0771) 68-0005

所得の申告はお済みですか

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の算定や、福祉医療(老人医療・重度心身障害児(者)医療・母子家庭医療・重度心身障害老人健康管理事業)の受給資格判定などは、世帯の所得に基づき算定、審査を行いますので、所得がない場合も、所得申告をしていただく必要があります。所得の申告がまだお済みでない方は、税務課、各支所地域総務課(転入の方は1月1日現在の住所地市区町村)に印鑑などを持参していただき、お早めに申告を行ってください。所得の申告は毎年必要です。

●所得申告がまだの方で、所得申告が必要な方

- ①前年中に給与・年金以外に何らかの収入があった方
- ②前年中に全く収入がなかった方
- ③非課税年金(遺族年金・障害年金など)だけを受給されている方

※勤務先から給与支払報告書が市へ送付されている方や、非課税年金以外の年金(国民年金など)を受給されている方で、その他の所得がない場合は申告の必要はありません。所得の申告をされていないと、世帯の所得状況が正しく把握できないため、低所得者世帯に対する国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減制度や、福祉医療費受給者証の交付を受けることができませんのでご注意ください。福祉医療費受給者証・国保限度額証・後期高齢者医療限度額証などの一斉更新は毎年8月に行うことになっており、7月末に受給者証などを送付します。

◇問合せ先 国保医療課 TEL (0771) 68-0011

八木支所各問合せ先は、各課・係への直通番号を案内しており、八木町内から電話をかける場合は、市外局番「0771」をダイヤルの上、おかけください。なお、八木町内から八木支所「TEL42-2300」に電話をしていただければ、本庁・支所の必要な部署へ転送をしますので、市内通話料金でお問い合わせいただくことができます。